

交通政策審議会海事分科会船員部会
漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会 議事次第

令和 8 年 1 0 月 5 日（月）

1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0

3 号館 9 階海事局第 5 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- 議題 1. 専門部会長の選任について
- 議題 2. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を取り巻く状況について
- 議題 3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

小西 康之 明治大学法学部 教授

山本 圭子 法政大学法学部 講師

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

松本 順一 全日本海員組合 水産局水産部長

（関係使用者を代表する委員）

小栗 謙司 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 理事

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事専務

配 布 資 料 一 覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第518号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金の改正について」
- 資料2 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年12月26日令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）
- 資料3 かつお・まぐろ漁業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査
- 資料6 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第136号
令和8年7月10日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第518号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金、漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金

令和 4 年12月26日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正令和 6 年 2 月 8 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号
一部改正令和 7 年 2 月10日	令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 8 年 1 月15日	令和 8 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）第 2 条第 1 2 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第 3 項の船員に係る最低賃金額

月額	1 人歩船員	2 2 4, 0 0 0 円
		（月払いとする）

この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）

この公示は、令和 5 年 1 月 2 5 日から効力を生ずる。

附 則（令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）

この公示は、令和 6 年 3 月 9 日から効力を生ずる。

附 則（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）

この公示は、令和7年3月12日から効力を生ずる。

附 則（令和8年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和8年2月14日から効力を生ずる。

かつお・まぐろ漁業の概要

令和8年10月

水産庁

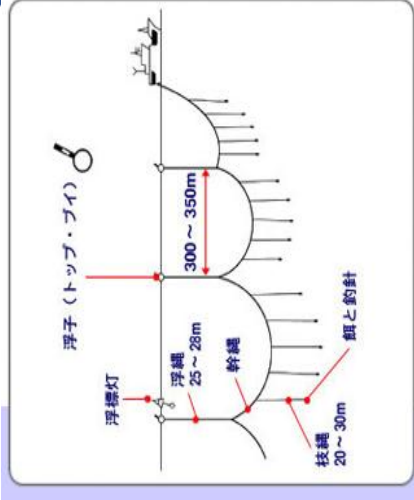
1. まぐろはえ縄、かつお釣り、海外まき網漁業の概要

まぐろはえ縄漁業とは

浮きはえ縄を使用して、かつお・まぐろ、かじき又はさめを獲ることを目的とする漁業。許可海域は、遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。主な漁獲対象はメバチ、キハダ、クロマグロ、ミナミマグロ。漁獲物は、主に刺身商材として利用。

遠洋船の隻数は133隻（400トン級が主体）、1航海は約1年～1年半。乗組員は23名前後。

近海船の隻数は211隻（19トンが主体）、1航海は2週間～1月程度。乗組員は9名前後。



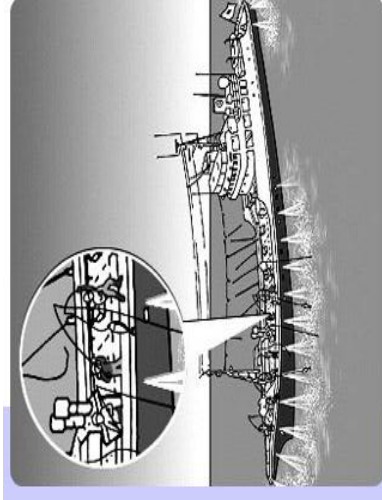
かつお釣り漁業とは

いわゆる一本釣り漁業。活餌や散水により魚をおびき寄せ、疑似餌を付けた釣り針で一尾ずつ漁獲。許可水域は、遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。

主な漁獲対象はカツオ。漁獲物は、主に生食用（タタキ等）として利用。**遠洋船の隻数は39隻**（499トンが主体）、1航海は30～50日程度。

乗組員は30～40名。

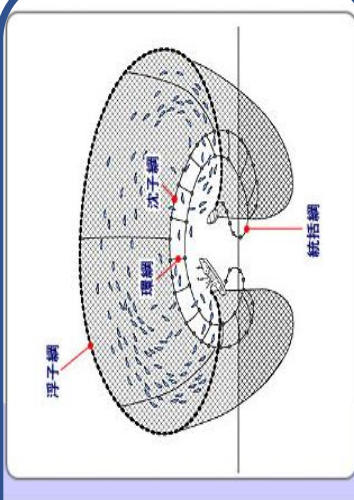
近海船の隻数は27隻（119トンが主体）、1航海は3日～1週間程度。乗組員は20名前後。



海外まき網漁業とは

大臣許可漁業である大中型まき網漁業の一部。単船にて、かつお・まぐろ類を漁獲。太平洋島しょ国周辺を中心に中西部太平洋、インド洋海域で操業。主な漁獲対象はカツオ。漁獲物は、主に鰹節原料又は生食用。**隻数は29隻**（現地合弁含む。）。1航海は20～50日程度。

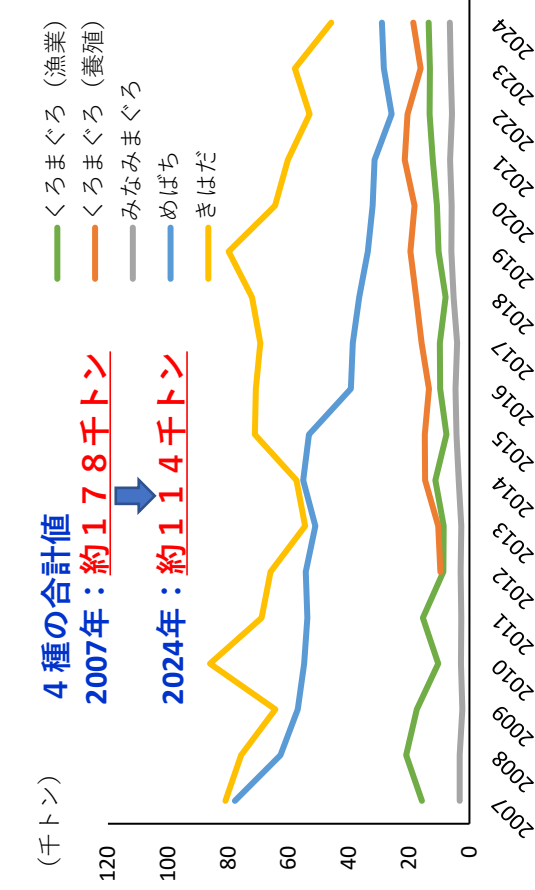
乗組員は25名前後。大型船は760～995トン、従来船は349トン。



2. 我が国のまぐろ類の需給動向（全体概況）

- ・我が国の漁船が漁獲したまぐろ類は、ほぼ100%日本市場向けだが、マーケットの規模は縮小傾向。
（※主要まぐろ類4種の我が国の供給量（生産量＋輸入量）は、2007年時点より約30%減少。）
- ・今後の人口減・高齢化による日本市場の縮小、養殖まぐろの増加、サーモン等の商品との競争など、まぐろ類をめぐる市場環境は、今後とも厳しい状況が続くことが見込まれる。

我が国の主要まぐろ類の漁業・養殖生産量

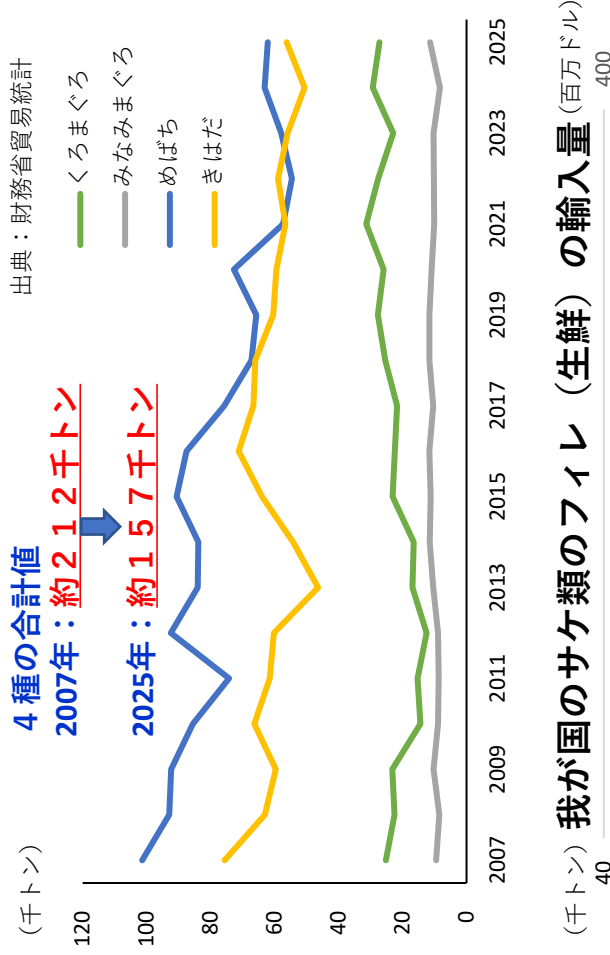


家計消費額（年間一人当たり）

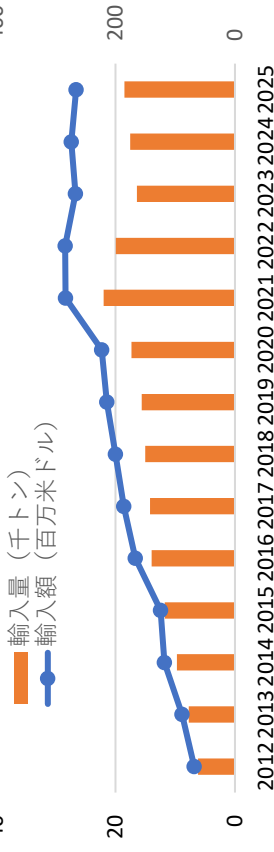
マダロ 1,836円(2010年) ⇒ 1,933円(2025年)
サケ 1,265円(2010年) ⇒ 1,805円(2025年)

出典：総務省「家計調査」より水産庁作成

我が国の主要まぐろ類の輸入量



我が国のサケ類のフィレ（生鮮）の輸入量の輸入量（百万ドル）



資料：UN Comtrade Databaseより作成。（HSコード：030441）

3. まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の漁獲量

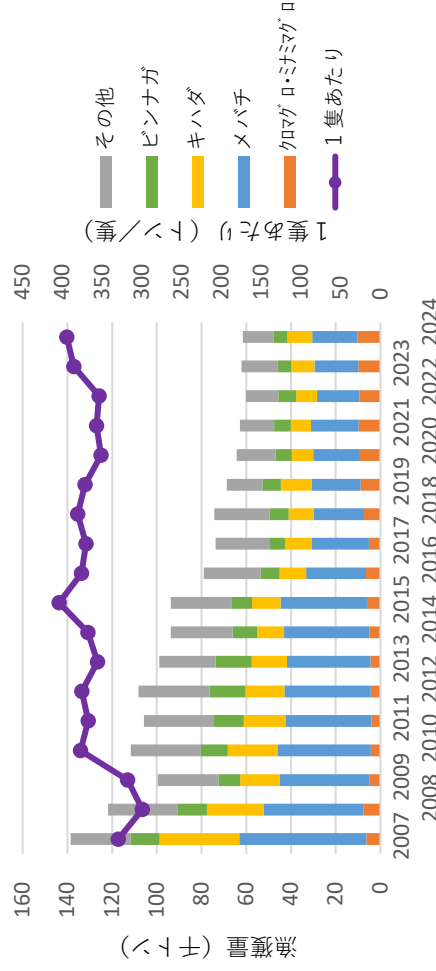
● まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、長期的に減少傾向にあり、漁船1隻あたりの漁獲量は概ね横ばい。

2024年の漁獲量は、遠洋まぐろはえ縄漁業は62千トン、1隻あたり395トン。近海まぐろはえ縄は32千トン、1隻あたり153トン。

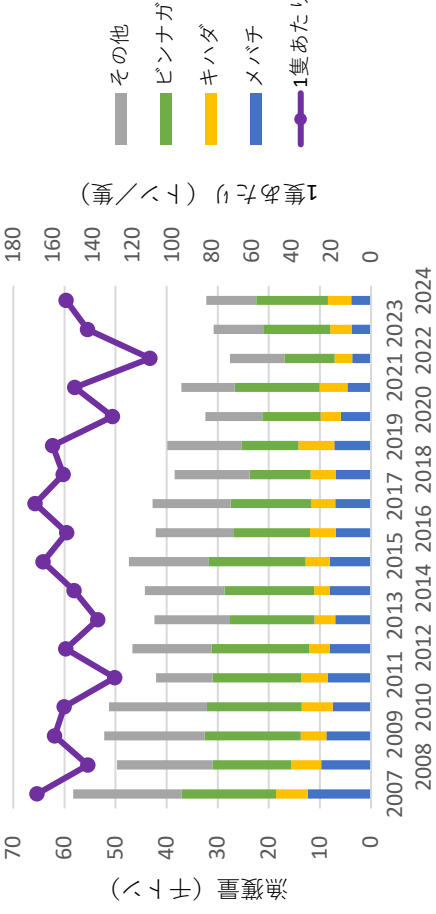
● かつお釣り漁業の漁獲量も、同様に長期的に減少傾向。1隻あたりの漁獲量は、カツオやビンナガの来遊に左右され、変動が大きい。

2024年の漁獲量は、遠洋かつお釣り漁業は57千トン、1隻あたり1,577トン。近海かつお釣り漁業は22千トン、1隻あたり830トン。

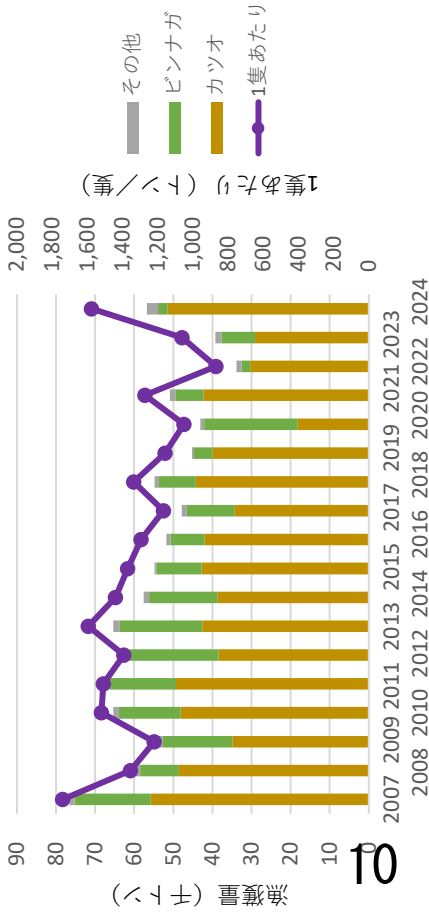
遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量



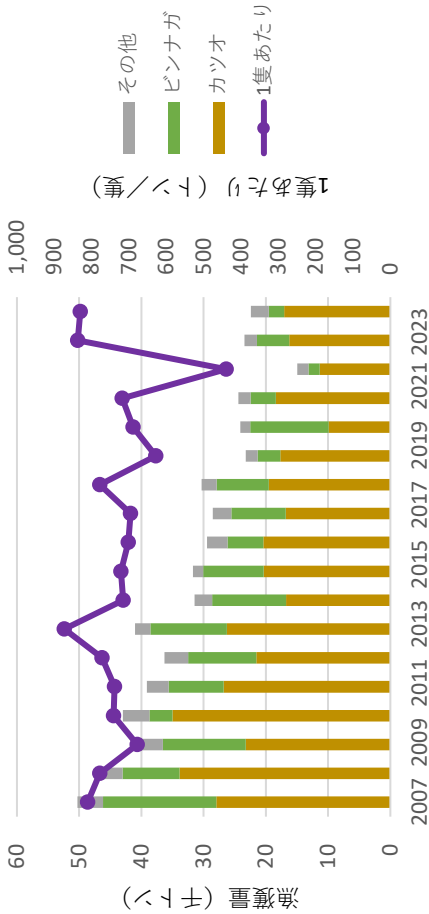
近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量



遠洋かつお釣り漁業の漁獲量



近海かつお釣り漁業の漁獲量



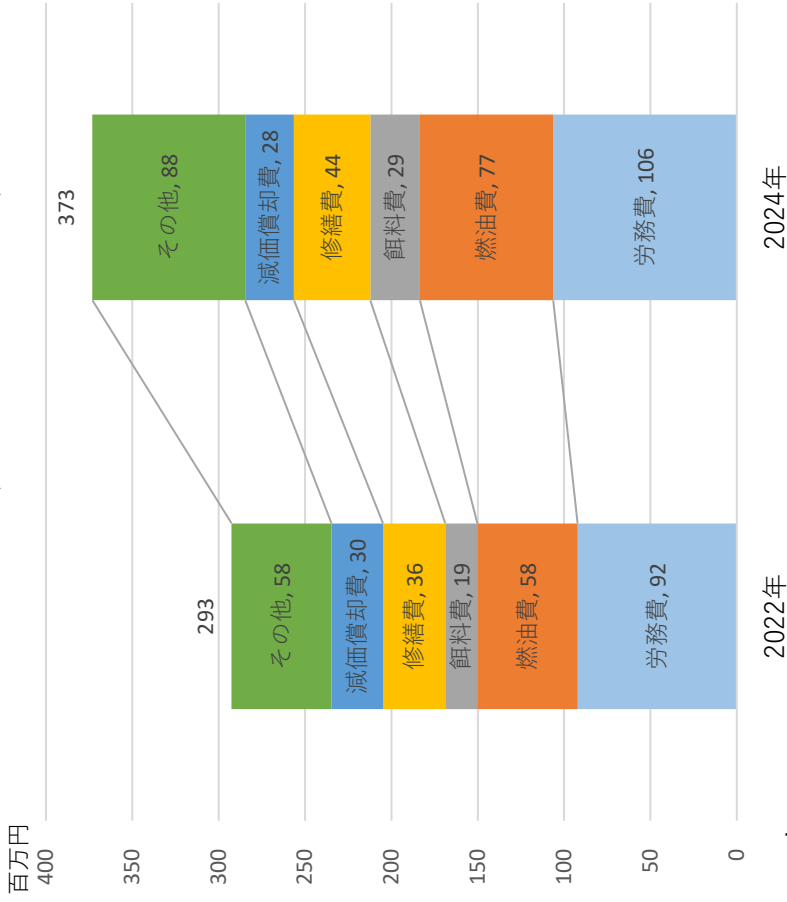
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：2022年においては、かつお・まぐろ漁業に係る漁獲量算出手法の変更が行われている。

4. まぐろはえ縄漁業（遠洋）の経営状況

- 漁労売上原価の過半を労務費と燃油費が占める。
- 現下の原油価格の上昇や円安により、特に洋上・外地では燃油価格が高騰しており、燃油費負担が大幅に増加。
- また、2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げており、労務費負担についても増加。
- 魚価は、2025年後半から上昇傾向にあるが、売上原価の上昇に見合った水揚げの確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。

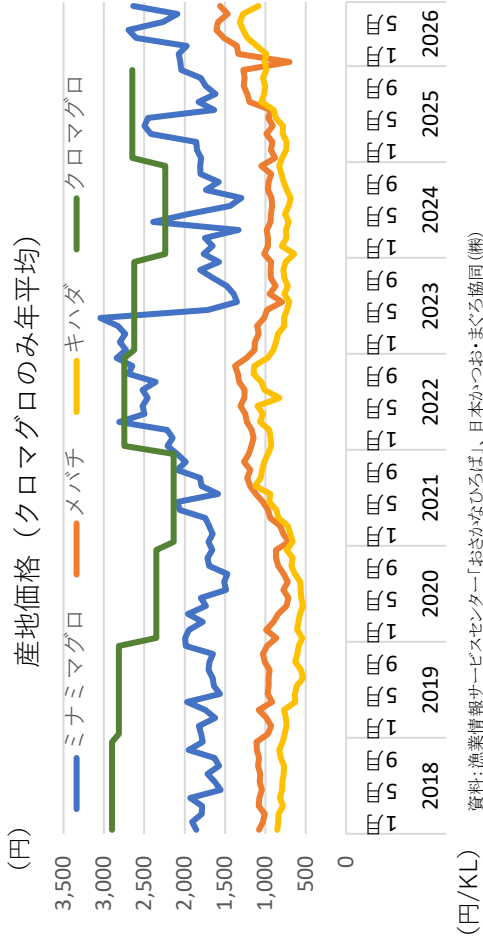
漁労売上原価（1隻当たりの推定値）



資料：農林水産省「令和4年漁業経営統計調査」「令和6年漁業経営統計調査」（会社経営体）

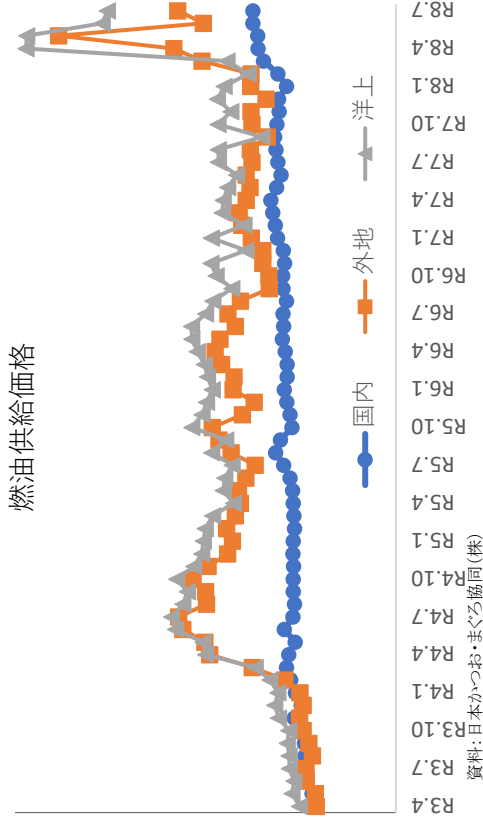
注1：統計調査の区分について、「遠洋・近海まぐろはえ縄」のうち「500T以上」を遠洋はえ縄として引用。

注2：燃油費については、セーフティネット構築事業による支援後の値。



資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」、日本かつお・まぐろ協同（株）

燃油供給価格

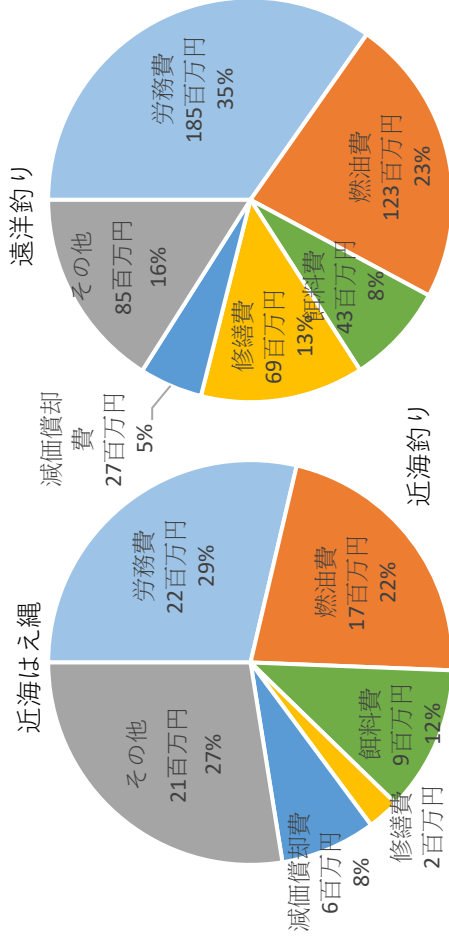


資料：日本かつお・まぐろ協同（株）

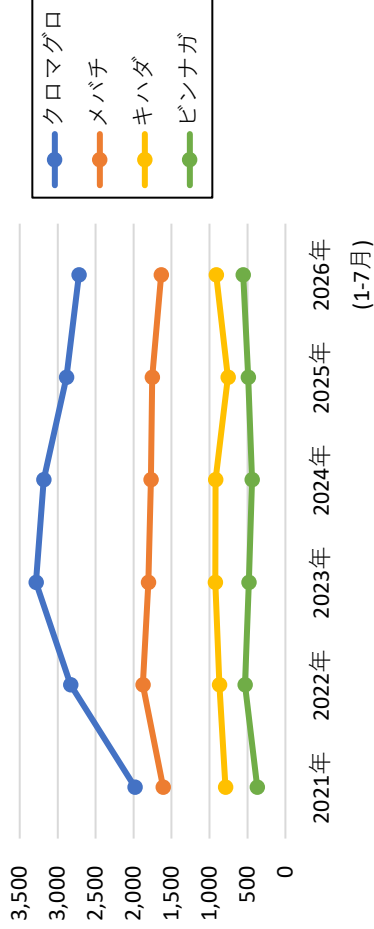
5. まぐろはえ縄漁業（近海）・かつお釣り漁業（遠洋・近海）の経営状況

- 近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業においても、漁労売上原価の多くを労務費と燃油費が占める。
- 遠洋まぐろはえ縄漁業と同様、燃油費負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受けるほか、遠洋かつお釣り漁業では2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げ、労務費負担についても増加。
- 一方、魚価は、魚種によって堅調又は概ね横ばい傾向。売上原価の上昇に見合った安定的な漁獲量・水揚げの確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。

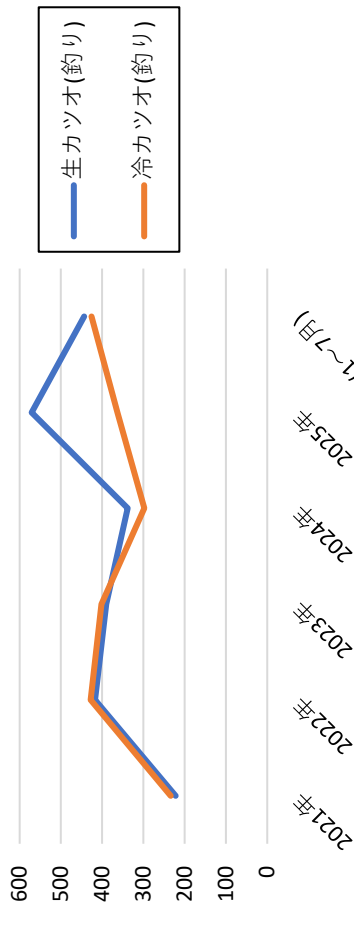
漁労売上原価（1隻当たりの推定値）



生鮮まぐろ類の産地価格の推移
(塩竈・銚子・房州勝浦・紀伊勝浦)



カツオの産地価格の推移



資料：農林水産省「令和6年漁業経営統計調査」(会社経営体)

注1：統計調査の各区分について、「遠洋・近海まぐろはえ縄」のうち「10～200T未満」を近海はえ縄、「遠洋・近海かつお一本釣り」のうち「500T以上」を遠洋釣り、「100～200T未満」を近海釣りとして引用。

注2：燃油費については、漁業経営セーフティネット構築事業による支援後の値。

資料：漁業情報サービスセンター「おさかなびろば」

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和8年4月1日現在)

業 種 局 別		漁業（かつお・まぐろ）			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R8.4.1)	3	0	0	0
	② (R7.4.1)	3	0	0	0
	① － ②	0	0	0	0
東北運輸局	① (R8.4.1)	26	64	441	441
	② (R7.4.1)	29	74	496	496
	① － ②	△ 3	△ 10	△ 55	△ 55
関東運輸局	① (R8.4.1)	8	16	131	116
	② (R7.4.1)	10	17	122	99
	① － ②	△ 2	△ 1	9	17
北陸信越運輸局	① (R8.4.1)	3	5	74	74
	② (R7.4.1)	3	5	72	72
	① － ②	0	0	2	2
中部運輸局	① (R8.4.1)	24	41	373	365
	② (R7.4.1)	25	44	376	369
	① － ②	△ 1	△ 3	△ 3	△ 4
近畿運輸局	① (R8.4.1)	7	8	24	24
	② (R7.4.1)	8	8	27	27
	① － ②	△ 1	0	△ 3	△ 3
神戸運輸監理部	① (R8.4.1)	0	0	0	0
	② (R7.4.1)	0	0	0	0
	① － ②	0	0	0	0
中国運輸局	① (R8.4.1)	0	0	0	0
	② (R7.4.1)	0	0	0	0
	① － ②	0	0	0	0
四国運輸局	① (R8.4.1)	47	72	275	194
	② (R7.4.1)	50	83	319	231
	① － ②	△ 3	△ 11	△ 44	△ 37
九州運輸局	① (R8.4.1)	93	113	578	565
	② (R7.4.1)	96	120	607	593
	① － ②	△ 3	△ 7	△ 29	△ 28
沖縄総合事務局	① (R8.4.1)	34	44	97	84
	② (R7.4.1)	35	46	94	80
	① － ②	△ 1	△ 2	3	4
計	① (R8.4.1)	245	363	1,993	1,863
	② (R7.4.1)	259	397	2,113	1,967
	① － ②	△ 14	△ 34	△ 120	△ 104

漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査

1. 遠洋かつおまぐろ漁業及び近海かつおまぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で1人歩に近い乗組員に対して、令和7年1月～令和7年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。
2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

組織 賃金の 支払い形態 魚種	組織				未組織				計			
	固 十 歩	固 定	全 歩 合	計	固 十 歩	固 定	全 歩 合	計	固 十 歩	固 定	全 歩 合	計
遠洋かつお	8	0	2	10	0	0	0	0	8	0	2	10
遠洋まぐろ	58	1	5	64	0	0	0	0	58	1	5	64
近海かつお	3	0	26	29	0	0	0	0	3	0	26	29
近海まぐろ	22	14	19	55	12	13	3	28	34	27	22	83

（賃金実態値調査の集計方法）

調査は最低賃金適用対象船舶（令和8年4月1日現在）について、組織船については、当該最低賃金適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、また、未組織船については悉皆調査により実施。

遠洋かつお漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

N o	本給(基本給)	歩合給	計
1	2,542,279	116,050	2,718,159
2	1,756,891	385,706	2,201,527
3		1,121,710	1,121,710
4	242,100	608,500	908,500
5		808,876	866,776
6	242,100	345,033	645,033
7	358,440	218,224	576,664
8	240,000	228,870	468,870
9	454,253		454,253
10	266,100		324,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給について不歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は本給。歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

遠洋まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

N o	本給	歩合給	計
1	1,774,840	391,777	2,278,655
2	217,980	1,027,498	1,368,858
3	179,150	774,680	1,065,430
4	137,423	800,114	1,024,957
5	223,680	748,833	983,313
6	166,200	707,866	976,676
7	282,645	562,441	964,486
8	166,200	661,897	939,697
9	210,680	598,426	917,106
10	180,050	577,047	868,697
11	156,500	579,576	859,456
12		835,517	835,517
13	186,910	529,346	826,856
14	156,500	511,689	791,569
15	223,000	451,585	782,585
16	214,000	373,886	695,886
17	217,713	350,801	684,514
18	214,820	361,178	683,998
19	350,000	238,346	672,946
20	123,690	464,289	660,209
21	210,680	221,649	631,649
22	197,530	333,137	629,967
23	155,600	380,902	623,922
24	192,417	319,146	623,163

25	139, 422	392, 165	619, 381
26	43, 480	469, 940	615, 322
27	137, 423	388, 777	613, 620
28	210, 680	184, 332	594, 332
29	124, 081	401, 137	587, 312
30	136, 870	366, 979	578, 282
31	214, 820	233, 747	556, 567
32	137, 423	330, 748	555, 591
33	153, 400	315, 608	553, 608
34	155, 600	308, 564	551, 584
35		424, 800	548, 180
36	160, 828	298, 492	546, 740
37	128, 700	331, 184	544, 484
38	159, 340	297, 214	541, 154
39	226, 765	188, 212	538, 357
40	291, 200	122, 939	533, 539
41	137, 423	385, 446	531, 605
42	179, 400	239, 149	530, 149
43	128, 700	310, 633	523, 933
44	159, 247	264, 452	511, 119
45	137, 423	273, 512	498, 355
46		425, 952	498, 182
47	153, 400	235, 740	473, 740
48	153, 400	224, 800	462, 800
49	137, 423	182, 314	407, 157
50	268, 300	131, 148	399, 448

51		330, 135	396, 693
52	137, 423	168, 162	392, 416
53	137, 427	159, 693	384, 540
54	380, 000		380, 000
55	268, 300	111, 099	379, 399
56	153, 400	132, 924	370, 924
57	201, 800	48, 515	349, 615
58	144, 100	103, 904	332, 604
59	128, 700	99, 310	312, 610
60	185, 200	24, 572	309, 072
61	128, 700	89, 664	305, 784
62		283, 458	283, 458
63	169, 043		271, 653
64	218, 300	49, 180	267, 480

(集計項目説明)

- (3) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給（基本給）欄に、歩合給について不歩合給欄に記入。
- (4) 表中の「計」欄は本給。歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海かつお漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

N o	本給	歩合給	計
1		1,258,132	1,258,132
2		1,218,565	1,218,565
3		1,148,921	1,148,921
4		1,051,614	1,051,614
5		979,479	1,026,907
6		1,014,841	1,014,841
7		1,007,985	1,007,985
8		998,266	998,266
9		970,756	970,756
10	230,698	627,633	922,004
11	230,000	542,984	822,696
12		811,888	811,888
13		742,855	789,659
14		725,683	725,683
15	213,300	474,675	687,975
16		602,072	602,072
17		600,430	600,430
18		504,182	504,182
19		462,431	462,431
20	213,000	206,867	419,867
21		408,625	408,625
22	213,300	182,565	395,865
23		375,174	375,174
24	213,300	129,765	343,065

25	213, 300	114, 511	327, 811
26	140, 800	119, 176	300, 176
27		295, 276	295, 276
28		213, 300	213, 300
29		213, 300	213, 300

(集計項目説明)

- (5) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給（基本給）欄に、歩合給について不歩合給欄に記入。
- (6) 表中の「計」欄は本給。歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

N o	本給	歩合給	計
1		1,043,262	1,043,262
2	995,000		995,000
3	883,333		883,333
4		806,320	806,320
5		800,000	800,000
6	356,500	392,481	748,981
7		605,167	605,167
8	502,600		604,900
9		603,468	603,468
10		568,200	568,200
11	356,500	161,796	518,296
12		511,160	511,160
13	356,500	154,273	510,773
14	118,776	338,868	495,345
15	300,000	181,562	481,562
16	392,000	88,263	480,263
17	300,000	87,568	450,848
18	450,000		450,000
19	450,000		450,000
20		442,671	442,671
21		436,787	436,787
22	250,000	185,836	435,836
23	164,654	217,444	431,870
24	164,654	217,435	431,762

25	160, 000	262, 533	422, 533
26	155, 988	220, 620	418, 664
27	300, 000	114, 035	414, 035
28	250, 000	162, 570	412, 570
29		411, 814	411, 814
30		339, 711	402, 951
31	300, 000	101, 408	401, 408
32	151, 655	186, 032	377, 756
33	300, 000	77, 197	377, 197
34	250, 000	123, 288	373, 288
35	173, 320	145, 354	361, 995
36		361, 674	361, 674
37		357, 849	357, 849
38		352, 559	352, 559
39		347, 027	347, 027
40		344, 707	344, 707
41		344, 621	344, 621
42	200, 000	111, 727	311, 727
43	250, 000	50, 955	300, 955
44	300, 000		300, 000
45	300, 000		300, 000
46	300, 000		300, 000
47	300, 000		300, 000
48	300, 000		300, 000
49	300, 000		300, 000
50	250, 000		280, 000

51		275, 000	275, 000
52	270, 000		270, 000
53		264, 888	264, 888
54		257, 125	257, 125
55	250, 000		250, 000
56	250, 000		250, 000
57	250, 000		250, 000
58		250, 000	250, 000
59	250, 000		250, 000
60	250, 000		250, 000
61	250, 000		250, 000
62	250, 000		250, 000
63	250, 000		250, 000
64	250, 000		250, 000
65	249, 590		249, 590
66	249, 000		249, 000
67	230, 000		230, 000
68	230, 000		230, 000
69	230, 000		230, 000
70	229, 000		229, 000
71	225, 000		225, 000
72	225, 000		225, 000
73	225, 000		225, 000
74	224, 000		224, 000
75	224, 000		224, 000
76	224, 000		224, 000

77	224, 000		224, 000
78	224, 000		224, 000
79	224, 000		224, 000
80	224, 000		224, 000
81	224, 000		224, 000
82	224, 000		224, 000
83	224, 000		224, 000

(集計項目説明)

- (7) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給（基本給）欄に、歩合給について不歩合給欄に記入。
- (8) 表中の「計」欄は本給。歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192, 000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192, 000円	〃
平成15年度	据え置き	192, 000円	〃
平成16年度	据え置き	192, 000円	〃
平成17年度	据え置き	192, 000円	〃
平成18年度	据え置き	192, 000円	〃
平成19年度	200円UP	192, 200円	〃
平成20年度	据え置き	192, 200円	〃
平成21年度	据え置き	192, 200円	〃
平成22年度	据え置き	192, 200円	〃
平成23年度	300円UP	192, 500円	〃
平成24年度	200円UP	192, 700円	〃
平成25年度	6, 300円UP	199, 000円	〃
平成26年度	300円UP	199, 300円	〃
令和4年度	最低賃金設定	199, 300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4, 000円UP	203, 300円	〃
令和6年度	10, 000円UP	213, 300円	〃
令和7年度	10, 700円UP	224, 000円	〃

最低賃金の改正に係る参考資料

漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網／底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決 定 公 示 年 月 日	最低賃金額	決 定 公 示 年 月 日	最低賃金額
北海道	R8.4.2	226,500	H27.3.20	195,300
東北	R8.4.2	229,500	R8.4.2	227,700
関 東	R8.3.2	221,500	R8.3.2	215,000
北陸信越	R8.3.17	233,100	R8.3.17	233,400
中 部	R8.4.9	235,000	R8.4.9	236,000
近 畿	R8.3.27	231,000	H11.1.20	191,800
神 戸	R8.3.27	236,600		
中 国	R8.3.9	224,000 ※ 1 206,700	R8.3.9	224,000
四 国	R8.3.27	207,800	R8.3.27	224,000 ※ 2 215,000
九 州	R8.5.18	208,200	R8.6.25	224,000
沖 縄				

※ 1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2 そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。

※ 2 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和8年4月)

単位:円

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,380 (35,770) -6,390	52,640 (48,320) 4,320	65,130 (61,800) 3,330	77,620 (75,270) 2,350	90,120 (88,750) 1,370
住居関係費	51,480 (46,760) 4,720	66,690 (60,700) 5,990	57,520 (50,660) 6,860	48,340 (40,620) 7,720	39,170 (30,570) 8,600
被服・履物費	4,640 (6,230) -1,590	5,140 (4,480) 660	7,170 (7,140) 30	9,200 (9,800) -600	11,240 (12,450) -1,210
雑費Ⅰ	30,390 (25,660) 4,730	38,050 (37,610) 440	52,730 (52,370) 360	67,410 (67,120) 290	82,090 (81,890) 200
雑費Ⅱ	10,440 (10,640) -200	20,140 (17,320) 2,820	23,540 (22,660) 880	26,940 (28,010) -1,070	30,350 (33,350) -3,000
計	126,330	182,660	206,090	229,510	252,970
前年	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010
対前年増減	1,270	14,230	11,460	8,690	5,960
対前年比 (前年100)	101.0	108.4	105.9	103.9	102.4

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和7年人事院勧告(参考資料)」

「令和8年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（１０大費目）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
	6年	108.5	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8
	7年	111.9	125.8	104.0	116.9	121.6	111.1	104.3	100.0	97.1	115.6	105.9
対前年比・%	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
	6年	2.7	4.3	0.7	4.0	4.0	2.4	1.6	1.6	△ 0.4	5.4	1.1
	7年	3.2	6.8	1.0	3.6	2.7	2.6	1.5	2.7	△ 4.5	2.4	1.1
月別指数・2年100	07年1月	111.2	124.7	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6
	2月	110.8	124.1	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5
	3月	111.1	124.2	103.6	114.5	120.0	110.1	104.2	99.5	101.5	114.3	105.6
	4月	111.5	124.0	103.9	117.9	121.8	111.6	104.2	99.9	95.7	115.9	105.8
	5月	111.8	124.4	104.0	121.2	122.1	111.5	104.3	99.6	95.7	116.1	106.0
	6月	111.7	124.6	104.0	120.1	122.3	111.3	104.3	99.6	95.6	115.0	106.0
	7月	111.9	125.1	104.1	119.1	122.5	110.1	104.4	100.2	95.6	115.9	106.1
	8月	112.1	126.1	104.2	114.2	122.7	109.4	104.3	100.6	95.6	118.0	106.3
	9月	112.0	127.0	104.2	112.6	121.8	112.5	104.4	100.4	95.6	115.5	105.8
	10月	112.8	128.1	104.3	113.5	123.4	112.8	104.5	101.2	95.6	117.2	106.2
	11月	113.2	128.6	104.5	117.9	122.7	113.3	104.6	101.0	95.6	116.8	106.1
	12月	113.0	128.8	104.5	117.7	121.1	112.7	104.5	100.0	95.6	116.8	106.1
	08年1月	112.9	129.5	104.6	117.5	120.6	111.2	104.3	99.7	95.6	115.2	106.2
	2月	112.2	129.0	104.6	107.9	120.9	111.2	104.3	99.8	95.8	115.8	106.1
	3月	112.7	128.7	104.6	109.0	123.2	112.4	104.4	101.5	95.9	116.9	106.3

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R8.3末現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	30,065
イ 新産業別最低賃金	222	30,054
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	30,054
ロ 従来の産業別最低賃金	2	11
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	7

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R8.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 造 業			
食料品・飲料製造業関係	5	3	138
繊維工業関係	5	6	133
木材・木製品製造業関係	1	1	7
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	78
印刷・同関連産業関係	1	3	34
塗料製造業関係	4	1	63
ゴム製品製造業関係	1	1	58
窯業・土石製品製造業関係	4	3	102
鉄鋼業関係	20	31	1,423
非鉄金属製造業関係	9	9	417
金属製品製造業関係	4	9	115
一般機械器具製造業関係	25	228	5,625
精密機械器具製造業関係	7	7	220
電気機械器具製造業関係	45	211	9,145
輸送用機械器具製造業関係	33	143	8,486
小 計	166	657	26,044
非製造業			
新聞・出版業関係	1	1	5
各種商品小売業関係	30	16	1,813
自動車小売業関係	23	215	2,134
自動車整備業関係	1	10	35
道路貨物運送業関係	1	3	23
小 計	56	245	4,010
合 計	222	902	30,054

2-2 従来の産業別最低賃金

(R8.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	11

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和8年3月末現在）

（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む）

単位：円（件数）

事 項 別				年 度	令和 7 年度	令和 6 年度		
地 域 別 最 低 賃 金					1. 121 (47)	1. 055 (47)		
				対前年度上昇率 (%)	6. 26	5. 08		
特 定 最 低 賃 金 （※ 1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係		915 (5)	892 (5)		
			繊維工業関係		794 (5)	794 (5)		
			木材・木製品製造業関係		876 (1)	876 (1)		
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係		860 (2)	861 (2)		
			印刷・同関連産業関係		850 (1)	850 (1)		
			塗料製造業関係		1, 105 (4)	1, 058 (4)		
			ゴム製品製造業関係		915 (1)	915 (1)		
			窯業・土石製品製造業関係		1, 041 (4)	1, 005 (4)		
			鉄鋼業関係		1, 151 (20)	1, 088 (20)		
			非鉄金属製造業関係		995 (9)	940 (9)		
			金属製品製造業関係		990 (4)	990 (4)		
			一般機械器具製造業関係		1, 051 (25)	1, 014 (25)		
			精密機械器具製造業関係		1, 031 (7)	996 (7)		
			電気機械器具製造業関係		1, 028 (45)	994 (45)		
			輸送用機械器具製造業関係		1, 100 (33)	1, 046 (33)		
			小 計		1, 060 (166)	1, 018 (166)		
			非 製 造 業	新聞・出版業関係		879 (1)	879 (1)	
				各種商品小売業関係		865 (30)	862 (30)	
		自動車小売業関係			983 (23)	972 (23)		
		自動車整備業関係			1, 017 (1)	1, 017 (1)		
		道路貨物運送業関係			910 (1)	910 (1)		
		小 計			929 (56)	922 (56)		
		合 計			1, 042 (222)	1, 006 (222)		
				対前年度上昇率 (%)		3. 58	3. 71	
		旧 産 業 別 最 低 賃 金					816 (1)	816 (1)
		総 合 計					1. 042 (223)	1, 006 (223)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む。）の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5, 772 (1)	(日 額) 5, 772 (1)

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								
令和7年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円								
令和8年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和6年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和7年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 1,055	—	円 51	円 1,121	—	円 66
A	埼玉	1,078	R6.10.1	50	1,141	R7.11.1	63
	千葉	1,076	R6.10.1	50	1,140	R7.10.3	64
	東京	1,163	R6.10.1	50	1,226	R7.10.3	63
	神奈川	1,162	R6.10.1	50	1,225	R7.10.4	63
	愛知	1,077	R6.10.1	50	1,140	R7.10.18	63
	大阪	1,114	R6.10.1	50	1,177	R7.10.16	63
B	北海道	1,010	R6.10.1	50	1,075	R7.10.4	65
	宮城	973	R6.10.1	50	1,037	R7.10.4	64
	福島	955	R6.10.5	55	1,033	R8.1.1	78
	茨城	1,005	R6.10.1	52	1,074	R7.10.12	69
	栃木	1,004	R6.10.1	50	1,068	R7.10.1	64
	群馬	985	R6.10.4	50	1,063	R8.3.1	78
	新潟	985	R6.10.1	54	1,050	R7.10.2	65
	富山	998	R6.10.1	50	1,062	R7.10.12	64
	石川	984	R6.10.5	51	1,054	R7.10.8	70
	福井	984	R6.10.5	53	1,053	R7.10.8	69
	山梨	988	R6.10.1	50	1,052	R7.12.1	64
	長野	998	R6.10.1	50	1,061	R7.10.3	63
	岐阜	1,001	R6.10.1	51	1,065	R8.10.18	64
	静岡	1,034	R6.10.1	50	1,097	R7.11.1	63
	三重	1,023	R6.10.1	50	1,087	R7.11.21	64
	滋賀	1,017	R6.10.1	50	1,080	R7.10.5	63
	京都	1,058	R6.10.1	50	1,122	R7.11.21	64
	兵庫	1,052	R6.10.1	51	1,116	R7.10.4	64
	奈良	986	R6.10.1	50	1,051	R7.11.16	65
	和歌山	980	R6.10.1	51	1,045	R7.11.1	65
	島根	962	R6.10.12	58	1,033	R7.11.17	71
	岡山	982	R6.10.2	50	1,047	R7.12.1	65
	広島	1,020	R6.10.1	50	1,085	R7.11.1	65
	山口	979	R6.10.1	51	1,043	R7.10.16	64
	徳島	980	R6.11.1	84	1,046	R8.1.1	66
	香川	970	R6.10.2	52	1,036	R7.10.18	66
	愛媛	956	R6.10.13	59	1,033	R7.12.1	77
	福岡	992	R6.10.5	51	1,057	R7.11.16	65
C	青森	953	R6.10.5	55	1,029	R7.11.21	76
	岩手	952	R6.10.27	59	1,031	R7.12.1	79
	秋田	951	R6.10.1	54	1,031	R8.3.31	80
	山形	955	R6.10.19	55	1,032	R7.12.23	77
	鳥取	957	R6.10.5	57	1,030	R7.10.4	73
	高知	952	R6.10.9	55	1,023	R7.12.1	71
	佐賀	956	R6.10.17	56	1,030	R7.11.21	74
	長崎	953	R6.10.12	55	1,031	R7.12.1	78
	熊本	952	R6.10.5	54	1,034	R8.1.1	82
	大分	954	R6.10.5	55	1,035	R8.1.1	81
	宮崎	952	R6.10.5	55	1,023	R7.11.16	71
	鹿児島	953	R6.10.5	56	1,026	R7.11.1	73
	沖縄	952	R6.10.9	56	1,023	R7.12.1	71

資料出所：「令和8年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	2.9	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.3	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	4.9	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	勧告どおり	3.7	2.7	5.33
R7	8月7日	3.62	4月1日	勧告どおり	4.3	3.0	5.52
R8	8月7日	3. 51	4月1日	――	－	－	5.18

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)
2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)
3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)